

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表 1 の違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

2. 本件における課徴金の額は、

別表 1 記載の違反行為期間について、当該違反行為に係る自己の計算による売付け等の数量は、462 単位であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 462 単位に、金融商品取引法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 2 号の規定により、当該違反行為の開始時にその時における価格 (150.86 円) で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる数量 39 単位を加えた 501 単位であることから、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 462 単位に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：69,743,720,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：69,736,780,000 円)
＝6,940,000 円

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 501 単位が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 462 単位を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (151.38 円) に当該超える数量 39 単位を乗じて得た額 (a) から、当該超える数量 39 単位に係る有価証券の買付け等の価額 (b) を控除した額

(a : 5,903,820,000 円) － (b : 5,889,000,000) = 14,820,000 円

の合計額 21,760,000 円となる。

※ 違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額の詳細については別表 2 を参照。